

電気需給約款（高圧）

【電気需給約款の変更内容】

	改訂前	改訂後
18. 料金その他の費用の支払方法	<p>(新設)</p> <p>(1) 料金については毎月、当社が指定した金融機関等を通じて次の定めにより支払っていただきます。</p> <p>イ お客様が指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出でいただきます。</p> <p>ロ お客様が料金を払い込みにより支払われる場合には、当社が指定した金融機関等の口座に払い込む方法により支払っていただきます。</p> <p>ハ お客様が料金をクレジットカード払いの方法で支払われる場合は、当社が指定したクレジットカード会社とお客様の契約にもとづき、そのクレジットカード会社に毎月継続して立替えさせる等の方法により支払っていただきます。この場合、当社が指定した所定の方法によりあらかじめ当社に申し出でいただきます。</p> <p>(2) 料金以外の工事費負担金その他の費用については、その都度、当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払っていただきます。</p> <p>(3) お客様が料金を本条(1)イにより支払われる場合は、料金がお客様の指定する口座から引き落とされたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。また、(1)ロまたは(2)により支払われる場合は、その金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。(1)ハにより支払われる場合は、料金がそのクレジットカード会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。</p> <p>(4) 謙渡対象債権が譲受人に譲渡された場合には、お客様は需給契約および本約款に基づき発生する料金および工事費負担金その他を、本条の規定にかかわらず、当該料金債権の譲受人がお客様に交付する請求書に従い支払っていただきます。</p> <p>(5) 当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法に基づく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社が指定した様式により、料金を払い込む方法により支払っていただくことがあります。この場合、債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものとします。</p>	<p>(1) <u>電気料金その他お客様に請求する金額の請求書は、原則として当社のウェブサイトを通じて、電磁的方法によりお客様にご提供いたします。この場合、当社は当該電子データによる提供をもってお客様へ請求を行ったものとします。なお、お客様が紙媒体での請求書の発行を希望される場合には、発行手数料として1封あたり300円（税抜き）を支払っていただくことにより、紙媒体の請求書をご提供いたします。この場合、発行する請求書にかかる請求月の電気料金に上乗せして支払っていただきます。</u></p> <p>(2) 料金については毎月、当社が指定した金融機関等を通じて次の定めにより支払っていただきます。</p> <p>イ お客様が指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出でいただきます。</p> <p>ロ お客様が料金を払い込みにより支払われる場合には、当社が指定した金融機関等の口座に払い込む方法により支払っていただきます。</p> <p>ハ お客様が料金をクレジットカード払いの方法で支払われる場合は、当社が指定したクレジットカード会社とお客様の契約にもとづき、そのクレジットカード会社に毎月継続して立替えさせる等の方法により支払っていただきます。この場合、当社が指定した所定の方法によりあらかじめ当社に申し出でいただきます。</p> <p>(3) 料金以外の工事費負担金その他の費用については、その都度、当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払っていただきます。</p> <p>(4) お客様が料金を本条(2)イにより支払われる場合は、料金がお客様の指定する口座から引き落とされたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。また、(2)ロまたは(3)により支払われる場合は、その金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。(2)ハにより支払われる場合は、料金がそのクレジットカード会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。</p> <p>(5) 謙渡対象債権が譲受人に譲渡された場合には、お客様は需給契約および本約款に基づき発生する料金および工事費負担金その他を、本条の規定にかかわらず、当該料金債権の譲受人がお客様に交付する請求書に従い支払っていただきます。</p> <p>(6) 当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法に基づく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社が指定した様式により、料金を払い込む方法により支払っていただくことがあります。この場合、債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものとします。</p>

電気需給約款（低圧）

【電気需給約款の変更内容】

	改訂前	改訂後
16. 料金その他の費用の支払方法	<p>(新設)</p> <p>(1) 料金については毎月、当社が指定した金融機関等を通じて次の定めにより支払っていただきます。</p> <p>イ お客様が指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出でいただきます。</p> <p>ロ お客様が料金を払い込みにより支払われる場合には、当社が指定した金融機関等の口座に払い込む方法により支払っていただきます。</p> <p>ハ お客様が料金をクレジットカード払いの方法で支払われる場合は、当社が指定したクレジットカード会社とお客様の契約にもとづき、そのクレジットカード会社に毎月継続して立替えさせる等の方法により支払っていただきます。この場合、当社が指定した所定の方法によりあらかじめ当社に申し出でいただきます。</p> <p>(2) 料金以外の工事費負担金その他の費用については、その都度、当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払っていただきます。</p> <p>(3) お客様が料金を本条(1)イにより支払われる場合は、料金がお客様の指定する口座から引き落とされたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。また、(1)ロまたは(2)により支払われる場合は、その金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。(1)ハにより支払われる場合は、料金がそのクレジットカード会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。</p> <p>(4) 謙渡対象債権が譲受人に譲渡された場合には、お客様は需給契約および本約款に基づき発生する料金および工事費負担金その他を、本条の規定にかかわらず、当該料金債権の譲受人がお客様に交付する請求書に従い支払っていただきます。</p> <p>(5) 当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法に基づく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社が指定した様式により、料金を払い込む方法により支払っていただくことがあります。この場合、債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものとします。</p>	<p>(1) <u>電気料金その他お客様に請求する金額の請求書は、原則として当社のウェブサイトを通じて、電磁的方法によりお客様にご提供いたします。この場合、当社は当該電子データによる提供をもってお客様へ請求を行ったものとします。なお、お客様が紙媒体での請求書の発行を希望される場合には、発行手数料として1封あたり300円（税抜き）を支払っていただくことにより、紙媒体の請求書をご提供いたします。この場合、発行する請求書にかかる請求月の電気料金に上乗せして支払っていただきます。</u></p> <p>(2) 料金については毎月、当社が指定した金融機関等を通じて次の定めにより支払っていただきます。</p> <p>イ お客様が指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出でいただきます。</p> <p>ロ お客様が料金を払い込みにより支払われる場合には、当社が指定した金融機関等の口座に払い込む方法により支払っていただきます。</p> <p>ハ お客様が料金をクレジットカード払いの方法で支払われる場合は、当社が指定したクレジットカード会社とお客様の契約にもとづき、そのクレジットカード会社に毎月継続して立替えさせる等の方法により支払っていただきます。この場合、当社が指定した所定の方法によりあらかじめ当社に申し出でいただきます。</p> <p>(3) 料金以外の工事費負担金その他の費用については、その都度、当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払っていただきます。</p> <p>(4) お客様が料金を本条(2)イにより支払われる場合は、料金がお客様の指定する口座から引き落とされたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。また、(2)ロまたは(3)により支払われる場合は、その金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。(2)ハにより支払われる場合は、料金がそのクレジットカード会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。</p> <p>(5) 謙渡対象債権が譲受人に譲渡された場合には、お客様は需給契約および本約款に基づき発生する料金および工事費負担金その他を、本条の規定にかかわらず、当該料金債権の譲受人がお客様に交付する請求書に従い支払っていただきます。</p> <p>(6) 当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法に基づく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社が指定した様式により、料金を払い込む方法により支払っていただくことがあります。この場合、債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものとします。</p>